

消防危第 87 号  
平成元年 9 月 19 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

### 改正火災予防条例準則の運用について(通達)

標記準則については、さきに「火災予防条例準則の一部改正について」(平成元年 9 月 19 日付け消防予第 104 号、消防危第 86 号消防庁次長通知)をもって示したところであるが、その運用については、下記事項に留意のうえ、適正を期するよう、貴管下市町村を御指導願いたい。

#### 記

##### 第 1 総則的事項

1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。)の規定に準拠して定めているところであり、今回の「〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例(準則)」(以下「改正準則」という。)においても、消防法令の改正に係る事項及び維持管理の不備、火気管理の不徹底等による最近の事故の状況等を考慮し、政令の規定と従前の準則の規定を比較検討して規定の必要性について全般的な見直しを行ったところであるので、その趣旨を十分理解され、特別の事情のない限り、改正準則と異なる取扱いをしないようされたいこと。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が次の条件に適合して建築物内に設置される場合には、当該場所を 1 の貯蔵・取扱場所として差し支えないものであること。

(1) 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲に幅 3m 以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から 3m 未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。

3 今回指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を全面的に見直したことにより、改正準則の基準に適合しないものに係る貯蔵及び取扱いの技術

上の基準について、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 63 年政令第 358 号。以下「改正政令」という。)等の附則に準拠して所要の経過措置を設けたので、基準に適合しなくなるものを早期に把握するとともに、改正の内容及び経過期間等について周知徹底を図り、改正準則が円滑に移行できるよう、十分配慮されたいこと。

## 第 2 個別的事項

### 1 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について(第 4 章第 1 節関係)

(1) 第 31 条の 2 第 1 号の規定は、従来の規定を整理し、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けることとしたが、このうち防火に関し必要な事項については、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。)第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例によること。

(2) 第 31 条の 2 第 7 号の電気工作物に係る法令の規定とは、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和 40 年通商産業省令第 61 号)等をいうものであり、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においても電気設備については電気工作物に係る法令の規定に従った予防対策が重要であることから、これについて明確に規定したものであること。

(3) 第 31 条の 2 第 19 号イの「これと同等以上であると認められる容器」とは、自治大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味であり、また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、第 34 条の 2 の基準の特例を適用し、規則第 39 条の 3 第 1 項ただし書と同様の扱いとすることができること。

(4) 第 31 条の 3 第 1 項第 2 号の「囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」及び第 31 条の 4 第 10 号の「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、必ずしも政令の基準と同等である必要はなく、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用して差し支えないものであること。

(5) 第 31 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 4 号の「堅固に造る」とは、架台及びその附属整備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であることをいうものであること。

(6) 第 31 条の 5 第 5 号の「底板にその損傷を防止するための措置」とは、あて板を溶接する措置等をいうものであること。

(7) 第 31 条の 6 第 1 号の「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいうものであること。

(8) 第 31 条の 6 第 3 号の規定は、タンクを車両のシャーシフレーム等に固定せずに走行している移動タンクがあることから、確認的に規定したものである。

なお、これに相当する部分とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。

(9) 第 31 条の 6 第 9 号の「非常の場合に直ちに閉鎖できる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならないものであること。

(10) 第 31 条の 6 第 14 号及び第 15 号の「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、政令第 27 条第 6 項第 4 号ハ又はホでその対象としている危険物と同様であること。

(11) 第 31 条の 8 の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう常時適正に維持管理されなければならない旨を確認的に規定したものであるが、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で規定されている点検記録の保存等許可施設と同様の措置を必要とするものではないこと。

(12) 第 31 条の 9 の規定は、10,000ℓ未満の動植物油類について、その貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図ることとしたものであること。なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第 33 条に規定したものであること。

## 2 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準について(第 4 章第 2 節関係)

(1) 消防法の改正により指定可燃物に類する物品についても市町村条例で貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めることとされたが、これら指定可燃物に類する物品を追加指定するに当たっては、各市町村における地域特性に基づき指定可燃物と同等以上の火災危険性を有する物品に限定して指定されたいこと。

なお、指定可燃物に類する物品を指定する場合は、当庁に連絡されたいこと。

(2) 第 33 条第 1 項第 3 号イのこれと同等以上であると認められる容器及び可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内で可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合の内装容器等以外の容器の使用については、1(3)と同様の扱いとされたいこと。

(3) 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所には標識及び掲示板を設けること

としたが、このうち防火に関し必要な事項については、可燃性液体類等があつては「火気厳禁」と、綿花類等にあつては「火気注意」とし、この旨を火災予防条例施行規則に定めることが適当であること。

(4) 第 33 条第 2 項は可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について指定数量未満の危険物の規定を準用しており、当該可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に係る経過措置についても、指定数量未満の危険物について規定されている経過措置の効力が及ぶこととなるので、念のため申し添えること。

(5) 綿花類等のうち合成樹脂類以外のものの集積単位については、これらの集積実態を勘案し、基準の見直しを行ったものであること。特に石炭・木炭類については、大規模な集積単位で集積されることが通例となっていることから、温度計による温度の監視及び有効な散水設備等の設置等防火上有効な措置を講じたものについては当該集積単位の基準を適用しないこととしたこと。

(6) 第 34 条第 7 号イ及びロのただし書については、基準の特例に関する規定を設けたことに伴い、防火上有効な措置をより具体的に表現したものであり、従来の運用の内容と何ら変更はないものであること。

(7) 常圧下において可燃性ガスを大気中に滲[しん]出する性質を有する合成樹脂類のうち一気圧において引火点が 40 度未満のものにあつては、消防法別表に掲げる第 2 類の項第 9 号の引火性固体に該当することとなるため、従前の〇〇市(町・村)火災予防条例準則第 34 条第 6 号の規定は削除したものであること。

### 3 基準の特例について(第 4 章第 3 節関係)

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、予想しない貯蔵・取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できるよう特例の措置を講ずることができることとしたが、本規定の特例を適用する前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、当該特例措置の適用に当たっては、この点に十分留意され、統一的、客観的な運用に努められたいこと。

### 4 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出について(第 46 条関係)

従来、個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う指定数量未満の危険物等については届出を不要としていたが、指定数量の見直し等を契機として、高齢化社会に向けて個人の住居の火災予防を推進するため、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、個人の住居についても届出を要することとしたので、広報等により周知徹底を図られたいこと。

### 5 タンクの水張検査等について(第 47 条関係)

消防長(消防署長)は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる旨の規定を設けたが、当該検査に係る手数料を

徴収する旨及びその額については、地方自治法第 228 条第 1 項の規定により条例で定める必要があること。

#### 6 附則について

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、改正政令等の附則に準じて、屋外の空地の保有に係る規定等適用が困難なものにあつては一定の条件に適合している場合に限り適用しないこととし、危険物の流出を防止する措置、建物の構造等改修に期間を要するものについては一定の経過期間を置いて適用する等所要の経過措置を講じているので、この趣旨を十分理解され、特別の事情のない限り、すべて従前の例とする等のことがないよう留意されたいこと。